

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、めまぐるしく変化する経営環境の中で、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置づけております。また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効を高めるため必要な見直しを行ってゆく方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ディンプリン	1,723,800	25.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	550,300	8.17
佐藤清之輔	468,400	6.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	405,000	6.01
草野隆史(戸籍名:高橋隆史)	320,000	4.75
MSIP CLIENT SECURITIES	311,600	4.63
丹沢良太	247,000	3.67
THE BANK OF NEW YORK	150,700	2.24
楽天証券株式会社	145,900	2.17
安田誠	86,618	1.29

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から、2015年8月6日付にて、株券等の大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されております。

当該変更報告書内にて、2015年7月31日現在、共同保有者も含め、以下の株券等を保有している旨が報告されております。
保有株券の数356,400株、株券等保有割合5.29%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福岡裕高	他の会社の出身者											
漆原茂	他の会社の出身者											
近藤智義	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福岡裕高	○	特にございません。	社外取締役に選任している理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけるものと判断したためであります。 また、独立役員に指定している理由は、当社との関係において、十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります。
漆原茂		特にございません。	社外取締役に選任している理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけるものと判断したためであります。
			社外取締役に選任している理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点から提言をいただけるものと判断したためであります。

近藤智義	○	——	のと判断したためであります。 また、独立役員に指定している理由は、当社との関係において、十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります。
------	---	----	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は独立した内部監査室を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木晴夫	他の会社の出身者													
山口勝之	弁護士													
佐野哲哉	公認会計士										○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木晴夫	○	特にございません。	社外監査役に選任している理由は、同氏が経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、適切な経営監視をしていただけると判断したためであります。 また、独立役員に指定している理由は、当社との関係において、十分に独立性が確保されており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断したためであります

山口勝之		特にございません。	社外監査役に選任している理由は、同氏が弁護士としての専門的かつ豊富な経験と知識等を有しており、弁護士としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけのものと判断したためであります。
佐野哲哉		特にございません。	社外監査役に選任している理由は、同氏が公認会計士としての専門的かつ豊富な経験と知識等を有していることから、適切な経営監視が可能であると判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明 更新	

2013年3月14日付にて、当社グループの中長期的な成長目標を目指し、持続的な収益確保へのコミットメントを一層強めるため、当社の取締役、監査役および全従業員の業績拡大への貢献意欲や士気を向上させることを目的に、業績目標達成条件付ストックオプションを付与しております。2015年9月25日現在、保有している取締役は、社内取締役4名（目的となる株式数120,000株）、社外取締役1名（目的となる株式数6,000株）であります。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
該当項目に関する補足説明	

また、2013年3月14日付、2013年9月26日付、2014年3月18日付にて、当社グループの中長期的な成長目標を目指し、持続的な収益確保へのコミットメントを一層強めるため、当社の取締役、監査役および全従業員の業績拡大への貢献意欲や士気を向上させることを目的に、業績目標達成条件付ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社の取締役および監査役の報酬は事業報告にて社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役別に総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役および監査役の報酬については、株主総会で総枠の決議を得ています。
 取締役の報酬は、定額報酬とすることとしており、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境、各取締役の職務内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。
 監査役の報酬は、定額報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境、各監査役の職務内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

専従ではありませんが、コーポレート本部が補佐しております。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会または監査役会開催前に招集通知および上程資料をメールにて伝達するほか、適宜必要な情報共有を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社取締役会は7名の取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて随時臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、業務執行に関する意思決定機関として重要な事項について十分な協議を行い、業務の執行を決定しております。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について法令又は定款に違反していないかどうかのチェックを行っております。
 当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役3名の4名によって構成されております。監査役は取締役会に出席するとともに、業務監査、

各種書類の閲覧等を通じて常時経営全般に関する適法性を監査しております。当社では監査役による監査役会を毎月1回開催し、監査方針および監査計画に基づき監査の状況および結果について適宜協議を行っております。また、社外監査役に弁護士1名が就任しており、客観的かつ専門的な視点から監査を行っております。

当社は独立した内部監査室を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一環として、事業規模を鑑み、適正な業務執行、迅速な意思決定、監査の実効性の観点より、社内から独立した社外取締役および社外監査役の選任を積極的行って参りました。これは社外からの監督強化を図ることが企業価値を高める手段であると考えていたためであります。各社外取締役および監査役は、各々が独自の専門分野を有しており、豊富な経験と幅広い知見に基づき、経営に対するアドバイスや意見交換を行っており、監督機能を十分に果たしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主の方にご出席いただけるよう、株主総会の集中日を回避することに留意してまいります。
その他	・株主総会招集通知の電子的公表 当社の第12回定時株主総会招集通知は、2015年9月10日に発送いたしましたが、株主の皆様への早期情報提供の観点から発送前の9月5日に、当社ホームページおよび東京証券取引所ホームページに掲載致しました。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期および通期の決算発表後に開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、決算説明会資料等を、当社ホームページのIR情報に掲載いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、取引先および従業員等当社のステークホルダーへの適時適切な情報提供を、会社の重要事項として認識し積極的に行う方針であります。会社ホームページ、定期的および適宜開催する会社説明会等を通じて情報の提供を行ってまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役および従業員が、法令および定款その他の社内規則および社会通念などを遵守した行動をとるための規範として、「コンプライアンスガイドライン」を制定し、当社が企業活動を行っていく上で果たすべき役割と責任を明確にしています。このコンプライアンス・ガイドラインのもと、コーポレートガバナンス体制およびコンプライアンス体制を整備・構築し運営していくことが、経営上重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項および第3項に従い、取締役会において、内部統制システムの構築の基本方針を決定し、業務の適正を確保するための体制を整備しています。今後も、同システムを有効に機能させるために必要な見直しを行い、より適切な運営に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社ならびにその全役員が法令および定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンスガイドライン」を定める。
- (2) 当社および子会社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、取締役の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会の事務局を設置し、必要に応じて速やかに取締役会を開催し、取締役会上程基準の定める事項が適時に上程・審議される体制とし、取締役会の議案について十分な審議を可能とする資料の作成支援、議案内容の事前説明を行うことにより、社外取締役および監査役の議案の理解を促し、適法性その他の確認が適切になされることを確保する。
- (4) 取締役は、他の取締役の法令または定款に違反する行為を発見した場合、直ちに監査役会および取締役会に報告する。
- (5) 他の業務執行部門から独立した内部監査担当者が、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に従い、適切に記録、保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社および子会社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築および運用を行う。
- (2) 内部監査担当者は各組織のリスク管理状況について監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役会は、「取締役会規程」等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
- (2) 当社は、取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、業務執行取締役が参加する会議を開催し、基本方針・戦略を討議する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社に関する管理は「関係会社管理規程」およびその他の社内規程に基づく体制とし、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については、取締役会に報告を行う。
- (2) 当社は、「コンプライアンスガイドライン」に則り、企業集団全体でのコンプライアンス意識の徹底を図る。
- (3) 子会社の業務活動全般についても内部監査担当者による内部監査の対象とし、状況に応じて適宜監査を実施する。
- (4) 子会社の取締役、監査役および使用人ならびにこれらの者に相当する者は、当社の監査役に対して適宜その職務の執行状況その他に関する報告を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が必要と判断し求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を速やかに設置する。
- (2) 補助すべき使用人を設置する場合には、使用人の人数や人事異動・人事考課などについては監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立性が確保されるよう、その人事については、取締役と監査役が協議を行う。
- (3) 当該使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 監査役への報告に関する体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、監査役は取締役会に出席する。
- (2) 当社の取締役および使用人は、監査役の求めに応じ、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- (3) 当社は、取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、原則月1回定期的に監査役会を開催する他、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- (2) 監査役は、取締役会議事録等の業務執行に関わる記録を常に閲覧することができる。
- (3) 監査役は、稟議書等全ての重要な決裁書類を確認することができる。
- (4) 当社は、監査役がその職務の執行について費用の前払等を請求した場合には、監査役の職務の執行に必要でないと認められるときを除き、当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。
- (2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、常勤監査役に通知するとともに、必要に応じ、行政庁または弁護士の助力を受けるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定めており、反社会的勢力との関係は一切ございません。

当社では反社会的勢力との関係を断絶するため、当社取引先、当社主要株主、当社役員等について、マニュアルに沿って、日経テレコンによる記事検索、インターネットおよび2チャンネル等の掲示板チェックにより調査を実施しております。当該調査は取引開始前に実施しており、既存継続取引先とは年1回の頻度で調査を実施しております。尚、取引基本契約書等の内容に反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

